

○ 石川県公安委員会及び石川県警察における石川県情報公開条例審査基準の策定について

〔平成14年3月22日務甲達第38号
警察本部長から部課署長あて〕

改正 平成18年 5月18日県相甲達第23号

石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）に基づく公開決定等については、石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）に規定する申請に対する処分に該当するものであり、同条例第5条の規程により、各行政庁は当該処分についての審査基準を定めることとされているところ、別添のとおり「石川県公安委員会及び石川県警察における石川県情報公開条例審査基準」が定められたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

石川県公安委員会及び石川県警察における
石川県情報公開条例審査基準

石川県公安委員会
石川県警察

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。本審査基準は、こうした観点から、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）に基づき石川県公安委員会及び石川県警察本部長が行う公文書の公開・非公開の決定に際して、準拠すべき条例の解釈、運用の基準・具体例を示し、もって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

公開・非公開の判断に当たっては、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の公開請求ごとに当該公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第1 基本事項

1 公開・非公開の基本的考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、県の保有する情報は原則公開との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益も適切に保護すべき必要があり、公開することの利益と公開しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非公開情報が記録されていない限り、公開請求に係る公文書を公開しなければならないこととしている。

なお、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、実施機関が公益上特に必要があると認めるときは、裁量的に公開することができることとされている（条例第9条）。

2 非公開情報の取扱い

条例は、第7条で、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、非公開情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。条例では、非公開情報の範囲はできる限り限定したものとするとともに基本的な考え方に立っており、第9条（公益上の理由

による裁量的公開)の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は公開することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、公開してはならないこととなる。

公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されているときの非公開情報の取扱いは、部分公開(第8条)の問題である。

3 非公開情報の類型

条例第7条各号の非公開情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非公開情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第2号のただし書の情報に該当するため同号の非公開情報には該当しない場合であっても、他の号の非公開情報に該当し非公開となることはあり得る。したがって、ある情報を公開する場合は、条例第7条各号の非公開情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

4 条例第7条各号の「公にすること」

条例第7条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。したがって、第7条の各号に規定する非公開情報該当性の判断に当たっては、公開請求者に公開することによって生じるおそれだけでなく、「公にすることにより」生じるおそれがあるか否かを判断することとしている。

5 非公開情報該当性の判断の時点

非公開情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、公開請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている非公開情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非公開情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非公開情報に該当するわけではない。

なお、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点である。

第2 非公開情報

1 条例第7条第1号(法令秘情報)に基づく非公開情報の基準

[条例の定め]

(1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項の規定による法定受託事務の処理について主務大臣が定める基準により、公にすることができないと認められる情報

[解釈]

- (1) 「法令」とは、法律、政令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。
- (2) 「条例」には、条例の委任を受けた規則等が含まれる。
- (3) 「地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定による基準」とは、同法の規定により、都道府県が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として各大臣が定めたものをいう。
- (4) 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定で公開することができない旨定められている情報のほか、法令等又は主務大臣が定める基準の文言、趣旨等からみて明らかに公開することができないと判断され得る情報を含むものであり、例えば次のようなものをいう。
 - ア 明文の規定をもって公開が禁止されている情報
 - イ 他目的使用が禁止されている情報
 - ウ 手続の公開が禁止されている調停等に関する情報
 - エ 特別法により守秘義務が課せられている情報
 - オ その他法令等の趣旨、目的からみて公開することができないと明らかに認められる情報

2 条例第7条第2号（個人情報）に基づく非公開情報の基準

[条例の定め]

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

[解釈]

(1) 「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有する全ての情報を意味する。具体的には、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。

なお、個人には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、第7条第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であるため、第3号で判断することとし、第2号の個人情報の範囲から除外するものである。

(3) 「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。)」とは、氏名、生年月日、住所等の記載から直接的に特定の個人を識別することができる情報のほか、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、間接的に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる他の情報としては、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、請求権者であれば誰でも公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、他の情報に含めて考える必要はないものと考えられる。

(4) 個人の氏名等が記録されている公文書であっても、氏名等を削除することにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、第2号に該当しないものとして氏名等を除いた部分を公開しなければならない(条例第8条第2項)。

(5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未公表の著作物など、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報のほか、カルテ、反省文などの個人の人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報をいう。

(6) この条例は、公開請求者のいかんを問わず、公開請求があった公文書の公開

決定等に係る判断を行うものであるから、第2号本文に該当する個人に関する情報が記録されている公文書については、当該個人からの公開請求であっても公開しないものである。

なお、このことは、従来から行っている当該個人に対する情報の提供を禁止するものではない。

(7) ただし書イについて

ア 「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

イ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「公にされ」とは、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、公開請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

エ 「公にすることが予定されている情報」とは、公にされることが予定されているもののみならず、ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

(8) ただし書ロについて

ア 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、「人の生命、健康、生活又は財産」に現実に被害が発生している場合に限られず、これらの法益が侵害される蓋然性が高い場合を含む。

イ 「公にすることが必要であると認められる」かどうかの判断は、非公開により保護される第三者の利益と公開により保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）の双方について、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討した上で比較衡量することによって行う。

(9) ただし書ハについて

ア 「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であ

った当時の情報については、本規定は適用される。

イ 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関又は国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。

ウ 公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

エ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置づけた上で、ただし書イに該当する場合には、公開するものである。

すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、第2号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人情報としては非公開とならないことになる。

慣行として公にされているかどうかについては、人事異動の公表その他実施機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

オ 職務遂行に係る情報であっても、それが他の非公開情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて非公開とされることとなる。

[運用の基準・具体例]

(1) 警察職員の氏名の取扱い

本県警察における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。本県警察が保有する公文書に記載されている警察庁及び他の都道府県警察の職員の氏名については、警察庁及び当該都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、公開請求の対象となる公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を公開すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に該当する場合は、非公開とする。

(2) 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている

場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 被疑者（被告人）の個人情報が発見時に広報されていても、公開決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非公開とし、個人が特定できない形で公開する。

被疑者（被告人）の氏名等が公開決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、本県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を公開する。

(ア) 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

(イ) 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(ウ) 公開請求から公開決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

イ 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非公開とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、本県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に公開する。

(ア) 警察において国民からの情報提供を求めるため、被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

(イ) 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 上記ア及びイのただし書における個人情報の例外的公開に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

3 条例第7条第3号（事業活動情報）に基づく非公開情報の基準

[条例の定め]

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

[解釈]

(1) 「法人」とは、営利法人、学校法人、宗教法人、公益法人（民法第34条の規定による法人）その他法人格を有するすべての社団及び財団をいう。

- (2) 「その他の団体」とは、法人格を有しないが、団体としての規約等を有し、代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- (3) 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条第5項から第7項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- (4) 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的にするかどうかを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動から生ずるすべての情報をいう。
- なお、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報（家族構成等）は、第3号には該当せず、第7条第2号（個人情報）の適用を受けることになる。
- (5) 「権利、競争上の地位その他正当な利益」
- ア 「権利」とは、財産的権利に限らず、集会・結社の自由、宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等、法的保護に値する権利一切を指す。
- イ 「競争上の地位」を害するおそれがある情報とは、次のような情報をいう。
- (ア) 生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められるもの
- (イ) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められるもの
- ウ 「その他正当な利益」を害するおそれがある情報とは、公にすることにより、事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報をいう。
- エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（営業の自由、信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。
- なお、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。
- (6) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、人の生命等に対する危害の防止、排除又は拡大若しくは再発の防止のために公開することが必要と認められる情報をいう。
- 現実に人の生命等に被害が発生している場合に限られず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。また、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。
- (7) 「公にすることが必要と認められる情報」に該当するか否かは、第2号ただし書口と同様に、公開することにより保護される利益と非公開とすることにより保護される利益とを比較衡量して判断することになる。この比較衡量に際し

ては、公開することにより保護される利益と非公開とすることにより保護される利益の双方について、利益の具体的内容や性格を慎重に検討する必要がある。

[運用の基準・具体例]

入札に関する文書中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分及び落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分については非公開となる。

4 条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に基づく非公開情報の基準

[条例の定め]

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

[解釈]

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、県民等の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、第4号に該当しない。

イ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

ウ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

エ 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動をいう。

オ 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連することから、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報は、第4号に該当する。

(2) 「その他の公共安全と秩序の維持」とは、公共安全と秩序の維持が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、

犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、第4号に含まれるものである。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、第4号に含まれる。

一方、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、第4号ではなく、第6号の事務事業情報等により公開・非公開が判断されることになる。

- (3) 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、第4号に該当する情報については、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要すること等の特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、第4号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

[運用の基準・具体例]

- (1) 公安委員会及び県警察の保有する情報の中で第4号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。
- ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、公にすることにより当該活動に支障が生ずるおそれがあるもの
 - ウ 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

- エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるもの
- オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
- キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
- ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記〔解釈〕(2)のとおり第4号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ第4号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、第4号の対象となる。

(3) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、第4号に該当し非公開とする。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非公開とする。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等本県警察、警察庁又は他県警察において広報された情報は、公開する。

5 条例第7条第5号(審議、検討又は協議に関する情報)に基づく非公開情報の基準

[条例の定め]

(5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

[解釈]

(1) 「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、次に掲げるものをいう。

ア 県の機関の内部

イ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部

ウ 県の機関の相互間

エ 県の機関と国、独立行政法人等又は他の地方公共団体及び地方独立行政法人の相互間

オ 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体及び地方独立行政法人の相互間

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関（国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指す。）、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報」とは、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により不当に率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなるおそれがある情報をいう。

(4) 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であつて、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報をいう。

(5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報」とは、尚早な時期の情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすること

により、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある情報をいう。

(6) 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

(7) 意思決定後の取扱い等

審議、検討又は協議に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、第5号の非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して第5号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等であれば、第5号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に第5号に該当する可能性は低いものと考えられる。

6 条例第7条第6号（事務事業情報）に基づく非公開情報の基準

[条例の定め]

(6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

[解釈]

(1) 本号イからホまでは、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の行う事務又は事業の内容及び性質に着目した上で類型化し、各類型ごとに、公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものを例示的に列挙したものである。

イからホに列挙した以外のものについては、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否かを個別具体的に判断するものとする。

(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

イ 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

ウ 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

エ 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

オ 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

カ 上記の監査等はいずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものも該当し得る。

(例) 各種監査、検査の方針、指導監査における重点事項等

(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

イ 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し、一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

ウ 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

エ 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。これらの事務に関する情報の中には、例えば、物品購入に係る契約において、事前に入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開とするものである。

(例) 補償等に関する交渉、土地の売買に関する交渉等

(4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

大学、研究所等の試験研究機関等において行われる調査、研究、試験等について、現時点で実施中の研究内容等が公にされることにより、当該機関における独創性が脅かされるなど、公正・能率的な遂行が不当に阻害されることとなるおそれがある場合をいう。

一般の行政機関も、企画立案に際して調査研究を行うが、その過程の情報については、一般に第5号が適用される。また、第6号のイ、ロ、ニ、ホについてもそれぞれ調査研究が問題となるが、取締りのための調査は、ハではなくイに、契約のための調査は、ハでなくロに該当するものである。

(例) 研究機関における研究途中の記録等

(5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

職員の採用・配置、人事考課、給与管理等職員の身分取扱いに係る事務又は事業について、公にすることにより、公正又は円滑な事務事業の執行に著しい支障を及ぼすこととなるおそれをいう。

(例) 勤務評価、人事異動・昇格等の人事構想等

(6) 「国又は地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

国又は県等が経営する企業の技術上のノウハウに関する情報について、公にすると、競争関係にある他社に漏れることにより、その企業経営上の正当な利益が害されるおそれをいう。

(7) 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」

ア 「その他当該事務又は事業」とは、交際事務に係る情報等で、公にすることにより、相手方との信頼関係を損なうことになるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれをいう。

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の内在的性質に照らして保護する必要がある場合のみ非公開とするものである。

なお、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

ウ 「事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいう。この場合、「著しい支障を及ぼすおそれ」は単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生ずることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

[運用の基準・具体例]

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものは、第6号に該当し非公開とする。

7 条例第7条第7号（非公開約束情報）に基づく非公開情報の基準

[条例の定め]

(7) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該個人又は法人等の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

[解釈]

(1) 「実施機関の要請を受けて」とは、個人又は法人等が実施機関から法的権限の行使によらずに、情報の提供を求められた場合を意味する。すなわち、この要請を受けた個人又は法人等が、その要請を拒否し得るような場合のことである。つまり、個人又は法人等が実施機関の要請を拒否するという選択を行う余地がない場合は、第7号には該当しない。

(2) 「公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは、個人又は法人等が実施機関に情報を提供するに当たり、実施機関側からではなく、個人又は法人等の側からその情報を公にしないしてほしいとの申出を行っていることが要件である。個人又は法人等が、このような非公開の申出をすることなく提供された情報に対しては、この規定は適用されない。また、個人又は法人等からの申出を実施機関が受け入れなければならないものではなく、実施機関側がその申出を了解した上で「条件」となるものである。したがって、次のような場合には、この条項の規定の適用がない。

ア 実施機関が情報の提供を求める法的な権限を持っており、かつ、その権限を行使して情報の提供を求めた場合

イ 実施機関に権限があるにもかかわらず、その権限を行使せずに行政指導により個人又は法人等から任意に情報を提供させた場合（権限としては、法令、条例、規則等に基づくものがある。）

ウ 実施機関の要請がないにもかかわらず、個人又は法人等が情報を提供した場合

エ 個人又は法人等が情報提出の義務を負っている場合

(3) 「個人又は法人等における通例として」とは、情報を提供した個人又は法人等の取扱基準等ではなく、その個人又は法人等が属する業種、業態における通常の取扱いを意味する。

(4) 「当時の状況等に照らして合理的である」とは、公にしないとの条件を付すことが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして常識的にも理解できる場合に限る。

合理的であるものかどうかの判断は、情報が提供された当時の状況を基本とするが、その後事情が変わっている場合には、その後の事情も考慮するものとする。

(5) 非公開約束情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものは、第7号ただし書により公開することとなる。ただし書については、第2号（個人情報）ただし書口及び第3号（事業活動情報）ただし書の解釈と同義である。

[運用の基準・具体例]

警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は、非公開となる（状況によっては、第4号（犯罪の予防、捜査等情報）が重疊的に適用される場合もあり得る。）。

第3 部分公開（条例第8条）

[条例の定め]

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

[解釈]

(1) 「容易に区分して除くことができる」とは、非公開情報の記載部分の区分けが容易であり、かつ、その部分の分離が技術的に容易であることをいう。部分公開の作業に多くの時間と労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

なお、電磁的記録の場合、非公開部分を取り除くことが困難な場合があるので、原則として用紙に出力し、非公開情報に係る部分を黒塗りにした上で公開することとする。

(2) 「有意の情報が記録されていない」とは、公開請求の趣旨から判断して、公開しない部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、公開しても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、それ自体としては無意味な文字、数字等の羅列のみとなる場合等である。この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。

(3) 「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、氏名等個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、これ

を非公開とする意義に乏しいので、個人識別性のある部分を削除した残りの部分は、条例第7条第2号の個人情報には含まれないものとみなして公開しなければならないものである。

なお、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報か分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、公開することが不相当と認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の研究論文等は、公開すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分公開の規定を適用することとしている。

第4 公益上の理由による裁量的公開（条例第9条）

〔条例の定め〕

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

〔解釈〕

(1) 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条の規定を適用した場合に非公開となる場合であっても、個々の事案における特殊な事情によって、公開することの利益が非公開にすることの利益に優越すると認められる場合には、公開することができるとするものである。

なお、条例第7条第2号（個人情報）のただし書口、第3号（事業活動情報）ただし書又は第7号（非公開約束情報）ただし書の規定により人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要と認められるときは、義務的に公開しなければならないものである。

(2) 条例第7条第1号（法令秘情報）については、法令等によって公開が禁止されている情報であり、第9条による公開の余地がないことから除外するものである。

第5 公文書の存否に関する情報（条例第10条）

〔条例の定め〕

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することがで

きる。

[解釈]

- (1) 「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」とは、公開請求に係る公文書が存在しているかどうかを明らかにすることによって、条例第7条各号に掲げる非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合をいう。例えば、特定個人の病歴の情報や特定企業の技術開発情報、犯罪の内偵捜査に関する情報等、公開請求に対し、当該公文書は存在するが非公開という回答又は当該公文書は存在しないという回答をすることによって非公開情報の保護利益が害されることとなる場合がこれに該当する。
- (2) 存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在しない場合には不存在と答え、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、公開請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。
- (3) 第10条により公開請求を拒否するときは、条例第11条第2項により公開をしない旨の決定を行うことになり、行政手続条例（平成7年条例第33号）第8条に基づき、その理由を書面で示さねばならない。この場合、当該情報の性質、内容、公開請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような非公開情報を公開することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

[運用の基準・具体例]

第10条に該当すると考えられる情報の例としては、次のようなものがある。

- (1) 特定の個人の前科、前歴に関する情報（個人情報）
- (2) 特定の個人の病歴に関する情報（個人情報）
- (3) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（事業活動情報）
- (4) 犯罪の内偵捜査に関する情報（犯罪の予防、捜査等情報）
- (5) 公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（犯罪の予防、捜査等情報）
- (6) 買い占めを招くなど県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（審議、検討又は協議に関する情報）
- (7) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（事務事業情報）

第6 代表的な文書類ごとの基準

1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として公開するが、記載内容中に条例第7条各号に掲げる非公開情報がある場合は、当該情報は非公開とする。非公開となる情報と

して、次のような例が考えられる。

- (1) 捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（犯罪の予防、捜査等情報）
- (2) 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（犯罪の予防、捜査等情報）
- (3) 委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（審議、検討又は協議に関する情報）

2 会計支出文書等

(1) 共通事項

ア 警察職員の氏名等の個人情報

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、この審査基準第2の2（条例第7条第2号関係）によるほか、次による。

- (ア) 慣行として公にされる職員の氏名を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、すべての職員について非公開となる。
- (イ) 債主コード（支出の相手方たる債主ごとに付されるADAMS（官庁会計データ通信システム）上の番号）及び職員番号は、当該職員に付された固有の番号であり、個人を識別させ得る情報であるから非公開とする。

イ 警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、この審査基準第2の3（条例第7条第3号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に該当し、非公開とする。

このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

- (ア) 警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるもの（施設の維持管理等の委託業者等）
- (イ) 捜査支援システムの開発・器材を発注している業者
- (ウ) 特殊な装備の納入業者

(2) 旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第7条第4号）がないと認められるものは、公開する。た

だし、条例第7条第2号（個人情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の公開・非公開を検討するに際しては、旅費の予算科目の別に応じて一律に決めるのではなく、個々の旅行の目的、実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

(3) 捜査費

ア 個別の執行に係るもの

県警察における捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて非公開（県警察職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）とする。

イ 捜査費支出額に係るもの

県警察における捜査費支出額の総額（月別・年別）については、公開する。

(4) 会議に要した費用

ア 会議に要した費用の支出に関する文書については、個人に関する情報（県警察職員氏名、懇談会の相手方等）、事業活動に関する情報（取引金融機関口座等）を除いて、原則として公開する。

定期的な会議開催に伴う費用の執行に関する文書については、原則として公開する。

イ アの例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う費用の執行に関する文書であって、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分を非公開とする。

非公開とする部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪の捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする場合がある。

(5) 入札関係文書の予定価格に関する情報

各種入札に係る予定価格は公開する。ただし、公にすることによって他の契約の予定価格を類推させ、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合には、第7条第6号（事務事業情報）に該当し、非公開とする。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）」により公表するものについては、公開する。

3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

(1) 基本的考え方

県警察の職員数に関する情報は、原則として公開する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、非公開とする。

(2) 県警察の職員数に関する情報

県警察の所属別の定員に係る情報は、公開する。

4 他の都道府県警察から取得した犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件申通報）

(1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として非公開とする。

なお、公開請求の態様によっては、公文書の存否に関する情報となる。

(2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

ア 個人情報について

この審査基準第2の2（条例第7条第2号関係）に従って対応する。

イ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第7条各号の非公開事由に該当するか否かを個別に判断する。

非公開事由のうち、第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

(ア) 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

(イ) 公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

(ウ) 捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

(エ) 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査方針、体制（具体的な任務ごとの班編成・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの非公開事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、公開請求の時点においても公知の事実となっている可

能性があるなど、公開・非公開の判断に影響を与える要素の一つである。

5 情報通信システムに関する情報を記載した文書

情報通信システムのウイルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公にすることにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に該当し、非公開とする。

6 訴訟に関する書類

(1) 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、情報公開法と同時に成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第7条により、刑事訴訟法第53条の2が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物については、」情報公開法の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度に委ねることとしたものと解される。

条例第34条は、情報公開法の規定を適用しないこととされている書類等については、条例の適用除外とすることを定めており、同様の趣旨で条例も適用されないこととなる。

なお、情報公開法の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であることを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

(2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で公開・非公開の取扱いがなされる機会があり得るため、情報公開法条例の適用除外となる。

(3) 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における公開・非公開の判断、開示手続等に服させることが妥当であることから、情報公開条例の適用除外となる。

(4) 行政文書に添付された訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しが、行政文書に添付されている場合であっても、実質的に当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該行政文書と一体のものとはみなされず、情報公開条

例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該行政文書と一体のものみなされることから、情報公開条例の適用対象となる。